

平成29年4月1日

社会福祉法人みどりの町一般事業主行動計画

社会福祉法人みどりの町では、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育て期の職員が仕事と子育てを両立させることが出来るよう職場環境を整備し、子育て期の職員の雇用の安定とその職務能力の発揮を目的に以下のような行動計画を策定しました。

1. 計画期間 平成29年4月1日から平成31年3月31日

2. 行動計画の内容

目標1 仕事と子育ての両立を支援するため職場環境を整備します

対 策 ①小学校就学前のこどもを育てる職員に対する次のような措置

(1)短時間勤務制度の積極的な活用

(2)始業・終業時刻を繰上げ又は、繰下げ制度を活用した柔軟な勤務態勢

②職員が子の看護（病気・ケガ等）等のための休暇の周知と活用

③子育て期の職員に対する年次有給休暇の取得の促進

時 期 平成29年4月1日から

目標2 子育て期の働き方に対する柔軟で、多様な労働条件への対応

対 策 育児介護休業法に基づく育児休業、時間外労働、深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業、育児休業中及び職場復帰後の医療制度・年金制度などの諸制度を周知し、子育て期の雇用安定と育児の両立を支援します。

時 期 平成29年4月1日から

目標3 育児・介護休業法等に対応した諸規定の整備

対 策 育児介護休業法等の法改正に対応した諸規定を整備し子育て期の職員に対してその周知及び活用を促進します。

時 期 平成29年4月1日から

目標4 年次有給休暇取得率の向上

対 策 全ての職員の年次有給休暇取得率20%以上を目指します。

時 期 平成29年4月1日から